

令和3年12月23日

各位

会社名 カレント自動車株式会社
代表者名 代表取締役社長 江頭 大介
(コード: 7690 TOKYO PRO Market)
問合せ先 取締役 渡辺 一世
TEL: 045-905-1008

特定の株主からの自己株式取得に関するお知らせ

当社は、本日開催の臨時取締役会において、令和4年1月28日開催予定の定時株主総会に、下記の通り、特定の株主からの自己株式取得の件を付議することを決定しましたのでお知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得を行う理由

当社は、資本効率の向上と経営の透明性をより高めるため、株主還元策の一環として自己株式の取得につきましても検討して参りましたが、この度、連結子会社の元従業員である鈴木大基氏から当社株式について当社への売却の打診を受けました。その後、直近の売買価格（令和2年5月20日）及び、その後の東京証券取引所の基準値である2,100円、並びに、令和3年12月15日公表の直近の決算短信を含む経営成績を勘案し、鈴木氏と協議を重ねた結果、1株につき3,900円での当社による自己株式取得を行う方法で合意に至り、会社法第156条第1項及び第160条第1項の規定に基づき、相対取引による自己株式の取得を行うことといたしました。

2. 取得に係る事項の内容

(1)取得対象株式の種類	当社普通株式
(2)取得する株式の総数	12,000株 発行済株式数に対する割合 2.0%
(3)株式の取得価格の総額	46,800,000円
(4)株式1株を取得するのと引き換えに交付する金額	3,900円
(5)取得期間	令和4年2月1日から同年2月28日まで
(6)取得先	鈴木大基

(注)上記内容については、令和4年1月28日開催予定の当社定時株主総会において、「特定の株主からの自己株式取得の件」が承認可決されることを条件と致します。

3. 取得先の概要

(1)氏名	鈴木大基
(2)住所	静岡県島田市
(3)上場会社と当該個人の関係	連結子会社の元従業員であります。

4. その他

鈴木大基氏以外の株主の皆様におかれましては、会社法第 160 条第 3 項に基づき、当社定時株主総会開催日の 5 日前までに、当社に対し、本自己株式取得の相手方である鈴木大基氏に加えて、自己を本自己株式取得の相手方（売主）として追加するよう請求することができます（以下、「売主追加請求」といいます。）。

売主追加請求が行われた場合には、売主追加請求を行った株主の皆様を本自己株式取得の相手方として追加するよう本議案を修正いたします。かかる修正が行われた場合、株主の皆様が当社に修正した修正前の本議案に賛成する旨の委任状は修正後の議案についても賛成するものとして取扱い、修正前の本議案に反対する旨の委任状は修正後の議案についても反対するものとして取扱うことといたします。

具体的な売主追加請求の方法として、株主の皆様におかれましては、「社債、株式等の振替に関する法律」第 154 条に基づき、お取引のある証券会社に個別株主通知の申出をしていただいたうえで、当社に対して個別株主通知申出書受付票及び記名押印がなされた売主追加請求を行う旨の書面を令和 4 年 1 月 23 日（日曜日）までに当社に到着するようご提出いただくことになります。

当該通知を受領した株主の皆様からの株式の譲渡しの申込があった株式の数が、当該通知に記載する取得総数を上回った場合には、それぞれの株主の皆様から譲り受ける株式の数は、会社法第 159 条第 2 項に従って按分されることになります。

（ご参考） 令和 3 年 12 月 23 日時点の自己株式の保有

発行済株式総数	600,000 株
自己株式数	－株

以上